

広島市告示第572号
令和7年1月26日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
有限会社ファミリーケア	ファミリーケア訪問介護事業所	広島市安佐南区伴中央六丁目16番44-3号	令和7年12月31日	訪問介護
合同会社SKYTRYING	寄り添いリンク	広島市安佐南区西原四丁目33番41号第二森下ビル703	令和7年12月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社RUBICON	デイサービス e l a m a 可部	広島市安佐北区可部七丁目15番43号	令和7年12月31日	通所介護